



平成 29 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ナカヨ
代表者名 代表取締役社長 谷本 佳己
(コード番号6715 東証 第1部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理統括本部長
加藤 英明
(TEL 027-253-1006)

当社子会社の不正取引の疑いに関するお知らせ

このたびは、誠に遺憾ではございますが、当社連結子会社であるナカヨ電子サービス株式会社(以下「電子サービス」という)の役員において社内規程違反による不正取引の疑いがあることが判明いたしました。

当社は、本件の事実関係の解明に鋭意に取り組んでおりますが、現時点で判明している内容および今後の対応等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

本件につきましては、株主、投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引先その他すべてのステークホルダーの皆様にご心配とご迷惑をおかけすることとなりましたことを謹んでお詫び申し上げます。

記

1. 不正取引の疑いの概要

本件は、電子サービスの役員において、かねてより電子サービスと取引のあったA社からの借入申入れの要求に応えるため、A社系列のB社より開発依頼を受け、電子サービスは、その開発をA社へ外注に出す取引形態とし、電子サービスとA社及び電子サービスとB社との契約でA社に対して着払金として支払う契約について社内稟議を経ずに契約を交わし、この契約に基づいて支払をした約29百万円が未回収となっております。その後、B社からの着払金の入金予定日に入金がされず、再度取り決めた支払日にも入金がなく、A社へ返金を要求するも入金されない状況でございます。つきましては、本件の事実関係の確認、社内規程違反による不正取引の疑いの原因の特定、同種の社内規程違反の恐れの有無の確認および不適切な会計処理の有無の確認等のため、調査委員会を設置し、調査を実施いたします。なお、本件は平成29年8月4日の決算発表後の四半期レビューの段階で、判明いたしました。

2. 調査委員会の設置

会計監査人と当社において協議を行い、本日開催の臨時取締役会において、調査委員会を設置することを決議いたしました。本調査委員会の委員の構成については、当社とは利害関係を有しない外部の弁護士および公認会計士を中心とした有識者を構成員といたします。構成員およびスケジュール等につきましては、決定次第、速やかにお知らせいたします。

3. 今後の対応

現時点において当該調査が完了しておらず、平成30年3月期第1四半期の決算の確定ができず、会計監査人の四半期レビューを受けられない状況であることから、金融商品取引法第24条の4の7第1項の提出期限である平成29年8月14日までに四半期報告書を提出することは困難であるとの判断に至り、誠に遺憾ながら提出期限の延長申請を行う予定であります。提出期限延長の申請を決定した場合は、速やかに開示いたします。

調査結果および業績に与える影響につきまして判明次第、速やかにご報告いたします。

また、不正取引が認められた際には会社法等および社内ルールに則り、厳正に対処いたします。

以 上